府令・省令

○内閣府令・経済産業省令第二号

割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）を実施するため、割賦販売法施行規則（昭和三十六年通商産業省令第九十五号）の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十九年十二月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三
経済産業大臣　世耕　弘成

割賦販売法施行規則の一部を改正する命令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前	
割賦販売法施行規則	割賦販売法施行規則	
目次	目次	
第一章　総則（第一条）	［新設］	
第一章の二　割賦販売	第一章　割賦販売	
第一節　総則（第一条の二―第十一条）	第一節　総則（第一条―第十一条）	
第二節　［略］	第二節　［略］	
第二章～第五章　［略］	第二章～第五章　［略］	
第六章　クレジットカード番号等の適切な管理等	第六章　クレジットカード番号等の適切な管理等（第百三十二条・第百三十三条）	
第一節　クレジットカード番号等の適切な管理（第百三十二条・第百三十三条）	［新設］	
第二節　クレジットカード番号等取扱契約（第百三十三条の二―第百三十三条の十四）	［新設］	
第七章　［略］	第七章　［略］	
第八章　雑則（第百三十六条―第百四十二条）	第八章　雑則（第百三十六条―第百四十一条）	
附則	附則	
第一章　総則	［新設］	
（用語の定義）		
第一条　この命令において使用する用語は、特段の定めがある場合を除くほか、割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。	**第一章**　割賦販売	
第一章の二　割賦販売	**第一節**　総則	
第一節　総則	（割賦販売条件の表示の方法）	
（割賦販売条件の表示の方法）	**第一条**　割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号。以下「法」という。）第三条第一項各号の事項は、次に定めるところにより示さなければならない。ただし、同項第四号の事項にあつては、賦払金の支払の方法が購入者又は役務の提供を受ける者（以下本節、第二章、第三章（第四十四条から第四十七条まで、第五十六条から第五十八条まで、第七十一条、第七十二条、第七十三条の二、第七十四条第一項第四号及び第二項、第八十九条から第九十一条まで並びに第三節を除く。）、第七章及び別表第一において「購入者等」という。）の要求により支払の間隔については第二項第一号に、額については同項第二号に該当する場合以外の場合になつたとき又は割賦手数料（金利、信用調査費、集金費、事務管理費、貸倒補てん費その他何らの名義をもつてするを問わず割賦販売に係る手数料として割賦販売業者	［新設］
第一節　総則	**第一節**　総則	
（割賦販売条件の表示の方法）	（割賦販売条件の表示の方法）	
第一条の二　法第三条第一項各号の事項は、次に定めるところにより示さなければならない。ただし、同項第四号の事項にあつては、賦払金の支払の方法が購入者又は役務の提供を受ける者（以下本節、第二章、第三章（第四十四条から第四十七条まで、第五十六条から第五十八条まで、第七十一条、第七十二条、第七十三条の二、第七十四条第一項第四号及び第二項、第八十九条から第九十一条まで並びに第三節を除く。）、第七章及び別表第一において「購入者等」という。）の要求により支払の間隔については第二項第一号に、額については同項第二号に該当する場合以外の場合になつたとき又は割賦手数料（金利、信用調査費、集金費、事務管理費、貸倒補てん費その他何らの名義をもつてするを問わず割賦販売に係る手数料として割賦販売業者	**第一条**　割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号。以下「法」という。）第三条第一項各号の事項は、次に定めるところにより示さなければならない。ただし、同項第四号の事項にあつては、賦払金の支払の方法が購入者又は役務の提供を受ける者（以下本節、第二章、第三章（第四十四条から第四十七条まで、第五十六条から第五十八条まで、第七十二条、第七十三条の二、第七十四条第一項第四号及び第二項、第八十九条から第九十一条まで並びに第三節を除く。）、第七章及び別表第一において「購入者等」という。）の要求により支払の間隔については第二項第一号に、額については同項第二号に該当する場合以外の場合になつたとき又は割賦手数料が二千五百円未満のときは、示さないことができる。	